

# 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

令和6年8月7日総合調整会議 資料1

## 【熱中症特別警戒アラート発表時の基本的な考え方】

不要不急の外出をせず、適切なエアコンの使用、水分や塩分の補給など、市民に対して“命をまもる行動”を促す。

## 【市の取り組み】

- ①市民及び各施設等へ熱中症特別警戒アラート発表の周知
- ②各施設における利用者への周知および事業の対応
- ③クーリングシェルターの指定・開放
- ④熱中症対策についての啓発

## 【施設や事業等における対応】

- ①それぞれ関係する国や県等からの通知に基づき対応を行うことを基本とし、下記の指針も参考にしながら事業参加者や支援者対象者に対して熱中症対策の周知を図る。
  - 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022) 資料2
  - 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019) 資料3
  - 環境省 熱中症環境保健マニュアル 資料4
- ②イベント等開催においては、主催者として熱中症予防策を講じるとともに、事前に参加者等に対して当日の体調管理についての事前連絡など啓発を行う。
- ③関係機関や団体等についても、熱中症特別警戒アラート発表時の対応とともに、日々の熱中症予防についても周知啓発を行う。

## 【市の取り組みにおける各課の役割】

課名	熱中症特別警戒アラート発表時の役割	熱中症予防の主な対策	熱中症特別警戒情報が発表されたときの業務ごとの対応	
			業務	対応
健康増進課	関係課に発表されたことを連絡。 市ホームページ、市LINEにて市民に周知。 施設内の市民、職員に周知。	HPやLINEを活用した市民へ熱中症情報や予防等の啓発。献血者、健診受診者はエアコンのある屋内で待機。	献血業務	原則実施。献血者に熱中症特別警戒アラートについて周知、エアコンのある屋内で待機。
危機管理課	市民への周知に向けた防災無線の整備。	警防活動時等における安全管理マニュアル、訓練時における安全管理マニュアルに沿って対応。こまめな水分補給や休憩を取るよう呼びかけ。防災訓練にて塩タブレットの配布。	がん検診業務	原則実施。健診受診者に熱中症特別警戒アラートについて周知、エアコンのある屋内で待機。
広報課	市ホームページ、市LINEの使用承認。	着ぐるみ派遣については、長時間の出演を避け、気温、気候を考慮して出演時間を調整。	該当なし	
自治振興課	施設内の市民・職員に周知。	所管施設等に熱中症予防の啓発。 通常は、一般的な熱中症対策(冷房使用、こまめな休憩・給水)を口頭でお願い。	市広報媒体の管理	市広報媒体の使用承認。
障がい福祉課	施設内の市民・職員に周知。	所管施設等に熱中症予防の啓発。 国、県などの熱中症情報に注視し、予防行動をとる。 障がい特性に応じた対策をとる。	コミュニティセンター(貸館業務、自主企画事業等)	熱中症特別警戒情報が発表された旨を通知し、情報共有。 屋外事業の延期、室内事業や貸館使用者へのエアコン使用や水分補給を促す。
			地域振興協議会	コミュニティセンターを通じて、熱中症特別警戒情報が発表された旨を通知し、情報共有。 屋外事業の延期、室内事業におけるエアコン使用や水分補給を促していく。
			心身障がい児(者)レクリエーション・スポーツ大会(8月3日開催)	中止

課名	熱中症特別警戒アラート発表時の役割
長寿福祉課	施設内の市民・職員に周知。
環境政策課	指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)(資料5)の指定・開放の連絡。
環境施設整備課	施設内の市民・職員に周知。
農林課	施設内の市民・職員に周知。

熱中症予防の主な対策
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 定期的な水分補給の声掛けを行う。(水などの水分を施設に常備)。</p>
<p>関係者に熱中症予防の啓発。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防を啓発。 【管理運営の委託先】・空調服の貸与・経口補水液の常備。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防を啓発。 農林水産省の農作業中の熱中症対策(こまめな休憩と水分補給など)に沿って対応。</p>

熱中症特別警戒情報が発表されたときの業務ごとの対応	
業務	対応
市指定の介護サービス事業所のサービス。 ※訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援、施設系サービス別の内容で、市から注意喚起の通知を送付する。(事前の注意喚起および発令時)	<p>○訪問系サービス 利用者宅への訪問時に熱中症予防の注意喚起を依頼。 ①エアコンの利用による適切な室温の確保。 ②水分・塩分はこまめに補給する。 ③暑い環境での運動や畑作業は控える。 ④体調がすぐれないと感じたら医療機関への相談。</p> <p>○通所系サービス 外出での機能訓練等の中止。送迎車両の中での取り残し防止のため乗降確認の徹底。 利用者への帰宅してからの熱中症予防の注意喚起を依頼。 ①エアコンの利用による適切な室温の確保。 ②水分・塩分はこまめに補給する。 ③暑い環境での運動や畑作業は控える。 ④体調がすぐれないと感じたら医療機関への相談。</p> <p>○居宅介護支援事業所(地域包括支援センター含む) 利用者宅への訪問時に熱中症予防の注意喚起を依頼。 ①エアコンの利用による適切な室温の確保。 ②水分・塩分はこまめに補給する。 ③暑い環境での運動や畑作業は控える。 ④体調がすぐれないと感じたら医療機関への相談。</p> <p>○施設系サービス 外でのイベントの中止・延期。</p>
老人福祉センターの運営	<p>・外でのイベントやゲートボール場(やすらぎの家)の利用を中止または延期する(空調が効いている施設であることから、運営の中止や施設利用の中止はしない)。また、水分・塩分をこまめに補給するよう、利用者に促す。</p> <p>・利用者への熱中症予防の注意喚起 ①エアコンの利用による適切な室温の確保。 ②水分・塩分はこまめに補給する。 ③暑い環境での運動や畑作業は控える。 ④体調がすぐれないと感じたら医療機関への相談。</p>
屋外イベント(ごみゼロ 等)	原則中止
一般廃棄物収集業務	業務は通常の通り実施。委託業者に熱中症対策について注意喚起。
市民の熱中症予防	指定暑熱避難施設に対し、開放の連絡
環境センターの管理	【管理運営の委託先】・空調服の貸与・経口補水液の常備。
農林業技術センター	指定管理者である滋賀県森林組合南部事業所東支所を通じて施設へ特別警戒情報が発表された旨を連絡し、施設において来館者へ口頭、文書の掲示及び館内放送等により発表を周知してもらう。
自然活用総合管理棟(こんぜの里りつと)	指定管理者である滋賀県森林組合南部事業所東支所を通じて施設へ特別警戒情報が発表された旨を連絡し、施設において来館者へ口頭、文書の掲示及び館内放送等により発表を周知してもらう。
こんぜの里バンガロー村	指定管理者である滋賀県森林組合南部事業所東支所を通じて施設へ特別警戒情報が発表された旨を連絡し、施設において来館者へ口頭、文書の掲示及び館内放送等により発表を周知してもらう。
森林体験交流センター(森遊館)	指定管理者である栗東市観光協会を通じて施設へ特別警戒情報が発表された旨を連絡し、施設において来館者へ口頭、文書の掲示及び館内放送等により発表を周知してもらう。
アグリ郷栗東	施設へ特別警戒情報が発表された旨を連絡し、施設において来館者へ口頭、文書の掲示及び館内放送等により発表を周知してもらう。

課名	熱中症特別警戒アラート発表時の役割
商工観光労政課	施設内の市民・職員に周知。
土木交通課	関係者に周知。
幼児課	施設内の市民・職員に周知。
子育て支援課	施設内の市民・職員に周知。
発達支援課	施設内の市民・職員に周知。
こども家庭センター	施設内の市民・職員に周知。
学校教育課	施設内の市民・職員に周知。
生涯学習課	施設内の市民・職員に周知。
ひだまりの家	施設内の市民・職員に周知。

熱中症予防の主な対策
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 観光案内所の適切な室温の設定。 栗東市シルバー人材センターでは、7月と8月は外での勤務の仕事を極力控える。工場関係の仕事等、熱がこもりやすい場所では、クーラーや扇風機を設置してもらったり、適度に休憩をとる。</p>
<p>関係者に熱中症予防の啓発。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 幼児課作成マニュアルに沿って対応。 各園においては、子どもの体調に注視し、活動内容や水分補給について配慮している。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 国等が推奨している予防対策を実施(水分補給等の呼びかけ等)。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 発達支援課作成の施設外活動マニュアルに沿って対応。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 エアコンを調整。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 学校教育課作成のガイドライン・マニュアルに沿って対応。</p>
<p>所管施設等に熱中症予防の啓発。 水分補給や涼しい場所での休息等、声掛けを行う。空調設備の点検。</p>
<p>関係者に熱中症予防の啓発。 来館者に水分の補給や涼しい場所を準備。</p>

熱中症特別警戒情報が発表されたときの業務ごとの対応	
業務	対応
<p>シルバー人材センターにおける就業業務 *屋外や熱がこもりやすい室内での作業</p>	<p>屋外での業務(剪定・除草等)については中止。 駐輪場での業務では、こまめに水分補給や涼しい場所での休憩を行う。体調管理を優先することとし、体調不良の場合には無理して就業しないようにする。</p>
<p>栗東市観光協会主催の屋外事業</p>	<p>水分、日陰の確保など十分な対策をたうえて、事業を実施。</p>
<p>さわやか道路デー</p>	<p>水分、日陰の場所を確保。十分な対応ができない場合は中止。</p>
<p>現場対応業務 *屋外での事業</p>	<p>水分、日陰の場所を確保。十分な対応ができない場合は中止。</p>
<p>保育園・幼稚園・幼児園・こども園</p>	<p>市内の幼稚園、幼児園、こども園の幼稚園籍(1号認定)は休園。 市内の保育園、幼児園、こども園、地域型保育の保育園籍(2、3号認定)は、原則開園とするが家庭保育の協力を要請する。 ※保護者の就労等により保育が必要な場合は、個別に園に相談する。</p>
<p>学童保育所</p>	<p>平日は原則「閉所」。 土曜日及び長期休暇期間中は、原則「開所」。 ただし、家庭保育の協力を要請する。</p>
<p>児童館</p>	<p>原則「閉館」。 ただし、小中学校は、学校が臨時休業のため、受け入れは行わない。なお、未就学児は、保護者同伴で来館のため、受け入れを行う。</p>
<p>発達支援係業務</p>	<p>原則『実施』。移動手段が徒歩や自転車等の相談者の場合、注意を促す。</p>
<p>児童発達支援センター業務</p>	<p>原則『実施』。保護者同伴での通所であるため、保護者に注意を促す。</p>
<p>幼児ことばの教室業務</p>	<p>原則『実施』。保護者同伴での通室であるため、保護者に注意を促す。</p>
<p>母子保健事業(乳幼児健康診査、妊産婦乳幼児健康相談、妊産婦サロン、ゆうゆう教室) *熱中症弱者を対象とした事業</p>	<p>原則実施。室内でエアコンを使用し涼しい環境で実施し、こまめな水分補給を声掛けする。 案内やホームページに「日程変更ができる」旨を掲載(バスや徒歩で来所される方を想定)。 なごやかセンター以外での施設利用時は、その施設の方針を鑑みる。</p>
<p>小中学校</p>	<p>原則休校</p>
<p>自然観察の森業務</p>	<p>屋外でのイベントは中止。一般利用に対しては、熱中症予防行動の声かけを窓口で行う。</p>
<p>子育て支援事業「ぼかぼかひろば」 就学前自主活動学級「にこにこくらぶ」</p>	<p>水遊び等、時間を決めて日陰で行う。また、経口補水液の準備をし急な体調不良に備える。 屋外での活動が難しい場合は、室内の活動に切り替えるなどの対策を行う</p>
<p>第29回大宝西ふれあい解放文化祭</p>	<p>実施する際に貼り紙で、館内に入りしっかりと水分補給をすること、それでも体調がすぐれない場合は、職員に声をかけることを周知する。</p>

課名	熱中症特別警戒アラート発表時の役割
スポーツ・文化振興課	施設内の市民・職員に周知。

熱中症予防の主な対策
<p>スポーツ施設・・・熱中症チラシ配布            学校開放・・・熱中症予防啓発リーフレット、スポーツ開放のしおり、扇風機および冷風機使用上の注意            芸術文化会館さくら・・・利用者に熱中症予防の啓発。</p>

熱中症特別警戒情報が発表されたときの業務ごとの対応	
業務	対応
来館者への対応	窓口等に「警戒情報発令中」の掲示による注意喚起
弊社社員および委託先職員への対応	水分補給、作業内容により適切な休憩等の体調管理を促す。 危険な環境での作業の場合複数人で行わせる。
体調不良者への対応	早急に対応できるよう救護体制に気を配っておく。 (救護できる部屋の確保、室温管理、冷水の準備等)
栗東市社会体育施設 * 屋外施設	利用者には実施方法を変更(普段より休憩頻度を増やす。水分補給の頻度も増やす)を強く促す。特に高齢者等熱中症弱者に対して促す。現実にWBGT値が31以上の場合も、実施方法を変更(休憩頻度を増やす。水分補給の頻度も増やす)を促す。
栗東市社会体育施設 * 屋内施設	(市民体育館) 利用者にはエアコンの利用を強く促す。エアコン利用がない場合、実施方法を変更(普段より休憩頻度を増やす。水分補給の頻度も増やす)を強く促す。特に高齢者等熱中症弱者に対して促す。 (野洲川体育館、治田西スポーツセンター、十里体育館) 実施方法を変更(普段より休憩頻度を増やす。水分補給の頻度も増やす)を強く促す。特に高齢者等熱中症弱者に対して促す。現実にWBGT値が31以上の場合も、実施方法を変更(休憩頻度を増やす。水分補給の頻度も増やす)を促す。
栗東市スポーツ協会の自主事業 * 屋外での事業	陸上教室、テニス教室 中止 現実にWBGT値が31以上の場合、実施方法を変更(休憩頻度を増やす。水分補給の頻度も増やす)するが、途中状況が悪化していく場合は、中止。
栗東市スポーツ協会の自主事業 * 屋内での事業	熱中症特別警戒情報が発表かつ当日、屋内で現実にWBGT値が35以上野洲川体育館、治田西スポーツセンター、十里体育館(卓球教室・ストレッチ&リズム体操教室)については中止 屋内で現実にWBGT値が31以上 教室事業を実施する際に涼しい環境で過ごせるよう実施方法を変更(扇風機の利用。休憩頻度を増やす。水分補給の頻度も増やす)特に高齢者等熱中症弱者に対して促す。 市民体育館はエアコンを使用し、教室事業を行い暑熱対策とする。もちろん休憩と水分補給はこまめに行い、高齢者等熱中症弱者に対して促す。
展示業務(博物館本館)	開館
展示業務(旧中島家住宅)	臨時休館
展示会等関連事業(屋内、屋外)	実施しない
博物館教室 昔のくらし事業	実施しない
博物館講座 かまどめしを炊こう事業	実施しない

課名	熱中症特別警戒アラート発表時の役割
国スポ・障スポ推進課	関係者に周知。
図書館	施設内の市民・職員に周知。

熱中症予防の主な対策
関係者に熱中症予防の啓発。
所管施設等に熱中症予防の啓発。

熱中症特別警戒情報が発表されたときの業務ごとの対応	
業務	対応
国スポ・障スポの啓発業務 (*主に屋外での事業)	(当該職員が他団体主催のイベント等にて実施) 各自水分の確保。日陰場所の確保。 特別警戒アラート発表時の対応については主催者判断。
国スポ ゴルフ競技 (*屋外での事業)	各自水分の確保。日陰場所の確保。無料で水分を提供する予定。 特別警戒アラート発表時の対応については未定。
国スポ レスリング競技	栗東市民体育館内でエアコンを使用する。各自水分の確保。 無料で水分を提供する予定。 特別警戒アラート発表時の対応については未定。
図書館本館・西館管理	施設にて来館者に周知。

今後運用する中で、必要に応じて見直していくものとする

## 日常生活における熱中症予防指針

WBGT による 温度基準域	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 31°C以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 28°C以上 31°C未満		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 25°C以上 28°C未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 25°C未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」より)

# 熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31	27	35	<b>運動は原則中止</b>	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>嚴重警戒</b> (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28	24	31	<b>警戒</b> (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>注意</b> (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
25	21	28	<b>注意</b> (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	<b>ほぼ安全</b> (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
21	18	24	<b>ほぼ安全</b> (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		

- 1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
- 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。  
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
- 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。  
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

(日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019)より)

# 熱中症 環境保健マニュアル 2022



# 熱中症

熱中症は予防が大切!!



もし体に異常が  
発生したら

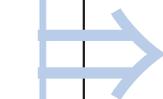


- ・まずは涼しい場所へ
- ・衣服(衣類)をゆるめる

- ・体などに水をかけたり、濡れタオルをあてて扇ぐなど、体を冷やす



太い血管のある脇の下、  
両側の首筋、足の付け根  
を冷やす



・たくさん汗をかいたら塩分の補給も忘れずに!!  
湿度が高いとき、風がないときは要注意!



## このような症状があれば…



### 重症度Ⅰ度 (軽症)

意識ははっきりしている

手足がしびれる

めまい、立ちくらみがある

筋肉のこむら返りがある (痛い)



### 重症度Ⅱ度 (中等症)

吐き気がする・吐く

頭ががんがんする(頭痛)

からだがだるい(倦怠感)

意識が何となくおかしい



### 重症度Ⅲ度 (重症)

意識がない

呼びかけに対し返事がおかしい

からだがひきつる(けいれん)

まっすぐ歩けない・走れない

からだが熱い

### 現場で対応し経過観察

涼しい場所へ避難して服をゆるめ体を冷やし、水分・塩分を補給しましょう。誰かがついて見守り、良くならなければ、病院へ。



### 医療機関を受診

すみやかに医療機関を受診しましょう。



### 救急車要請

救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却しましょう。



## はじめに

熱中症は、従来、高温環境下での労働や運動活動で多く発生していましたが、近年、気候変動等による影響により、一般環境における熱ストレスが増大しています。この過酷な暑熱環境により、近年、熱中症による死亡リスクも高まっているところ です。

体温調節機能が低下している高齢者や、体温調節機能がまだ十分に発達していない小児・幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、更に注意が必要です。

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は高い水準で推移しており、国民生活に深刻な影響を及ぼしています。

こうした状況を踏まえ、令和3年3月25日に開催した政府の「熱中症対策推進会議」において策定した「熱中症対策行動計画」に基づき、令和2年度まで原則毎年7月に実施してきた熱中症予防強化月間を、令和3年度から「熱中症予防強化キャンペーン」(毎年4月～9月)と改め、関係府省庁の連携を強化して広報を実施しています。また、令和3年度から全国での運用を開始した「熱中症警戒アラート」について、関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報発信し熱中症予防行動を促しています。

熱中症の症状は一様ではなく、症状が重くなると生命へ危険が及びます。しかし、適切な予防法を知っていれば、熱中症を防ぐことができます。

このマニュアルは、地方公共団体や教育機関、仕事場のような管理者のいる場で熱中症予防対策に関わる方々や一般市民の方々に、わが国の一般環境の状況と熱中症についての科学的知見や関連情報をご紹介するために作成しており、今般、最新の知見を踏まえて改訂しました。

ひとりひとりが地球温暖化等の防止に努めるとともに、熱中症についても正しい知識を持って予防を心がけること、そして、熱中症になったときに適切な処置を行うことができるよう、多くの方々に本マニュアルが広く活用され、熱中症予防の一助となることを期待いたします。

本マニュアルの策定にあたりご協力をいただいた編集委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

## 熱中症対策 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、気候変動適応法第21条第1項に基づき、熱中症特別警戒情報（特別警戒アラート）が発表された際の、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として下記の施設を指定することとする。

### 1. 指定施設

施設名	開放可能日等	受入可能人数	受入場所
①栗東市役所 本庁舎	平日：8:30～17:15 土・日・祝：開放なし	20人	1階住民サロン
②栗東市総合福祉保健センター （なごやかセンター）	平日：8:30～17:15 土・日・祝：開放なし	20人	正面玄関ロビー
③栗東市立図書館（本館）	水～金：10:00～18:00 土日：10:00～17:00 但し、振替休館日を除く	若干名	開架室
④栗東西図書館	水～金：10:00～18:00 土日：10:00～17:00 但し、振替休館日を除く	若干名	開架室

各施設については、指定暑熱避難施設として公表・開放する最低限の受入場所・受入人数とする。なお、特別警戒アラートが現に発表された際、当日に使用予定のない会議室等があれば、追加で開放することを想定している。

### 2. 対象期間

毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日まで

### 3. 施設開放方法

施設の開放については、受入場所の開放のみとし、飲料等は利用者が各自で持ち込むこととする。

### 4. その他

今年度の指定暑熱避難施設としての指定については上記4施設とし、全国の特別警戒アラート発表状況及び、指定暑熱避難施設の利用状況の情報を収集していく。以後、避難施設の拡大が必要となった場合は、各コミュニティセンター、民間施設等への拡大を検討していく。